



女性活躍推進法に基づく行動計画 を策定いたしました

株式会社カーチスホールディングス(代表執行役社長 西牟田 泰央)は、このたび経営戦略の一環として女性が就業し、活躍できる雇用環境の整備をさらに推し進めるため、女性社員の活躍を促進する「一般事業主行動計画」を策定いたしました。

2016年4月1日の「女性活躍推進法」施行以前より、当社では女性が積極的に働きやすい職場環境の整備に取り組んでおりましたが、女性がより活躍するためには社員全体の働き方を含む環境の整備が必要であると考え、このたび発表の運びとなりました。

企業にとって大切な従業員が長く勤務を続けていく中で、子育てや介護といった各自のライフステージで問題が生じることは避けて通れません。

そこで、当社グループは、『人と人を車でつなぐ架け橋 CARCHS』という企業理念のもと、従業員がワークライフバランスを充実させ、離職することなく勤務を続けていけるような仕組みづくりを継続的に整備してまいります。

■「女性活躍推進法」とは

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)が2015年8月28日に国会で成立しました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標と取り組みを盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の活躍に関する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等*)に義務付けられました

平成 30 年 6 月 20 日

一般事業主行動計画

株式会社カーチスホールディングス

女性が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 定量的目標

- ・女性社員の割合を 13.5%（H30 年 3 月 31 日実績）から 20%以上とする。
- ・女性管理職及び管理職候補者の人数を現状の 2 名から 13 名以上に増やす。

<取組内容>

○出産・育児に関する諸制度の周知

- 平成 30 年 4 月～ 社員向け資料の作成
- 平成 30 年 7 月～ 作成した資料の発信

○メンター制度の導入

- 平成 30 年 8 月～ メンター制度導入に向けてアンケートやヒアリングを実施
- 平成 30 年 11 月～ メンター制度対象者の選定
- 平成 30 年 12 月～ メンターに対し研修実施
- 平成 31 年 1 月～ メンター制度の導入

○女性社員向けの研修制度の導入

- 平成 31 年 4 月～ 研修プログラムの検討
- 平成 31 年 6 月～ 女性社員に対する研修ニーズの把握のため、アンケートやヒアリングなどを実施
- 平成 31 年 10 月～ 管理職育成キャリア研修の実施